揮発性有機化合物の対策

- (1) 本工事に使用する化学物質を放散(発散)させる建築材料等は、設計図書に 規定する品質及び性能を有するとともに、揮発性有機化合物の放散(発散)が 少ない材料の使用に努める他、以下を満たすものとする。
 - (ア) ホルムアルデヒド放散(発散)建築材料に指定されている材料は、F☆☆☆☆等の規制対象外材料とする。
 - (イ) 接着剤は、フタル酸ジーn-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、(ア)のほか、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (ウ) 保温材、緩衝材、断熱材は、(ア) のほか、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (エ) 屋内に使用する塗料は、厚生労働省に指定された13物質(以下13物質) を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (オ) 木質建材、家具、建具類及び二次製品は、(ア) のほか、トルエン、キシレン、エチルベン ゼン、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
 - (カ) ワックスは、有機リン系化合物を含有していないものを使用し、13物質を放散 させないか、放散が極めて少ないものとする。
- (2) 施工時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散(発散)を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。

揮発性有機化合物の室内濃度測定

- (ア) 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
- (4) 測定方法(※拡散方式・吸引方式)
 - (a) 居室の窓及び扉(造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む)を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼動させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。
 - (b) 居室の中央付近の床から概ね 1.2m から 1.5m までの高さにおいて採取を行うこと。(学校の教室等については、机上の高さにおいて採取を行うこと。)
 - (c) 採取時間は、吸引方式では30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行う。拡散方式では8時間以上とする。(拡散方式とは、測定バッ チ・パッシ ブサンプラー)
 - (d) ホルムアルデヒドは、DNPH 誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ 法によること。
 - (e) その他の揮発性化合物は、固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着 法 又は容器採取法とガスクロマトグラフ/質量分析法の組合せによること。
- (ウ) 測定筒所(施工前・施工後) 居室位置は委託者と協議のこと。